

特定個人情報保護委員会（第3回）議事概要

- 1 日時：平成26年1月21日（火）14：00～16：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
内閣官房 社会保障改革担当室 水町参事官補佐

4 議事の概要

(1) 議題1：情報保護評価に関する論点について

事務局から資料1論点(1)プライバシー等の権利利益保護への取組の宣言について説明があった。

手塚委員から「PIAの趣旨は、自分から宣言をしてその趣旨をしっかりと説明させるというものであり、プライバシー等の宣言は非常に良いと思う」という旨の発言があった。阿部委員から「プライバシー等の権利利益保護への取組みの宣言ということで、その範囲は個人番号に限定されていないのか」という旨の発言があり、堀部委員長から「保護評価はプライバシー・インパクト・アセスメントというところからきており、特定個人情報にプラスしてプライバシー保護を含めるという趣旨だと思われる」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「アメリカでは、事業者が宣言でプライバシーポリシーを公表すると、それに反する行為は連邦取引委員会法の違反行為となるため、宣言することの重みがある。日本では、この点、ガイドラインで定めることにどの程度の重みがあるのか」との質問があり、事務局から「自治体では、宣言することにより、市の姿勢についてある程度の方向性を定めるという意味を持たせているところがある」との発言があった。さらに、阿部委員から「中身が疎かであると、立派な宣言にもかかわらず内容にあっていないのでは、ということが出てくる」と発言があった。

阿部委員から「ほかにプライバシー等の権利利益保護という表現が法律上あるのか」との質問があり、堀部委員長から「プライバシー等の権利利益保護という表現は法律にはないが、権利利益の保護という表現は個人情報保護関係法にはある。これは、保護評価指針に関する内閣官房案の説明など、従来からそのような説明をしてきた経緯からそのように規定されているという理解だ」との発言があった。

堀部委員長から「プライバシー等の権利利益の保護の宣言を入れるということで良い」という旨の発言があった。また、基礎項目評価書という名称について了承された。

事務局から資料1論点(2)重大事故について説明があった。

手塚委員から「(重大事故と判断する基準である)101人以上という数値は、サブワーキンググループ等の議論などから、少なくとも範囲としては異論がない。しかし、パブコメなどにおいてその数値について論理的に説明していく必要があると思う」と発言があった。

阿部委員から「法律に個人情報と明示され、特定個人情報と区別しているということから、少なくとも最初の評価の際には個人情報の事故を対象とする。2回目以降は法律の趣旨からして特定個人情報に限定していくということか」と発言があり、事務局から「法律上の義務が個人情報の取扱いを前提としているため、全項目評価は個人情報を対象とする。基礎項目評価、重点項目評価は簡易な手法でよいという整理である」との説明があった。堀部委員長から「委員会の指揮監督権限については議論があったが、委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができることとされており、この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる」と規定されている(50条)。これは、2012年の旧法案ではなく新法案から入ったため、指導・助言に関しては委員会の役割は、新法案では旧法案よりも拡大したのではないかとと思われる。一方で、番号が含まれない個人情報にまで関わってくるのではないかと質問されることもあり、指導・助言の範囲についてどうするかということも課題である」との発言があった。事務局から「監視や指導のマニュアルやガイドラインで、「特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるとき」という法律の限定を踏まえた形で、内容を整理したい」と発言があった。

堀部委員長から「重大事故の定義については、他の法律における用例や他省で検討されたガイドライン等における用法を見てみたが、それぞれの使い方によって異なると考えられる。特定個人情報保護評価で重大事故の基準を示すことでよいと考える」と発言があった。

阿部委員から「しきい値評価のとき、個人情報の事故があった場合の取扱いはどうするのか。基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価となっており、わかりにくい」との質問があり、事務局から「しきい値判断のフロー図を見て頂くと、まず1000人未満の場合は評価対象外。1000人以上1万人までは基礎項目評価である。1万人以上10万人未満のところで、特定個

人情報を取り扱う者の数が 500 人以上かどうかでいいえとなったときに、過去 1 年間以内に漏えい事故等を発生させたかどうかの判断が必要となる。また、人口 10 万人以上 30 万人未満のところで、取り扱う職員が 500 人未満のときに、過去 1 年間以内に漏えい等の事故を発生させたかどうかで、重点項目評価と全項目評価の違いが出てくる。このしきい値判断の際、初回のみは個人情報で、2 回目以降特定個人情報という案である。30 万人以上のところは全項目評価であり、このしきい値判断がでてこない。1 万人以上 10 万人未満と、10 万人以上 30 万人未満のしきい値判断に影響する」との発言があった。

阿部委員から「全項目評価はいずれにせよ、リスク対策は特定個人情報に係るもので記載するのか」という旨の質問があり、内閣官房から「全項目評価のリスク対策の部分では、過去に個人情報のどのような事故を起こしたのかという内容と、それを再発させないためどのような対策をとっているかを記載させる。これにより、講じているリスク対策を判断するため、全項目評価は、しきい値判断とは関係なく、過去の事故を踏まえたリスク対策が十分であるかという点で、個人情報の事故まで踏まえた再発防止策をとっているかということの記載を求めているもの。一方、重点項目評価は、リスク対策については、特定個人情報の事故の有無だけについてそのリスク対策をとればよいこととしている」という旨の発言があり、阿部委員から「しきい値判断ででてくるのは、全部特定個人情報ということか」という旨の発言があった。

阿部委員から「重大な事故があった場合評価をしなければならないとされているが、例えば 1 年間何もしないで 2 年目に入ってしまうと、過去 1 年間の事故がなくなってしまうので、放っておいたらきつくなるという形にすべきではないか」という旨の質問があり、事務局から「指針案と規則案に盛り込む方向で検討する」と発言があった。堀部委員長から「この議論について、広く一般の方も理解できるような形でまとめていくということで、今後検討する方向でお願いしたい」という旨の発言があった。

事務局から資料 1 論点（3）非公表について説明があった。

手塚委員から「システムに関しては、攻撃者からすればシステム内容がわかると攻撃しやすくなるため、具体的な技術面を公表する必要はなく、機能として備えていると記載するレベルにとどめておくのが良いのでは。物理的な置き場所も攻撃対象となるため、そういう情報も非公表とすべき。バックアップもセキュリティ上疎かにできない部分であるため、記載項目

としては必要であるものの、詳細なことは余り記載させるべきでない。バックアップ場所も非公表であるべきだ」との発言があった。堀部委員長から「そのような内容についてはどこに盛り込むべきか」との質問があり、事務局から「重点項目評価では、相当する内容がないため、全項目評価の中に書き足す形で検討したい」と発言があった。堀部委員長から「バックアップ項目を追加する形で検討してほしい」という旨の発言があった。

阿部委員から「情報漏えいで、臨時職員・委託職員が辞めた後で情報を不正に利用・持ち出しを行う問題が起こることがある」との発言があり、手塚委員から「権限のない第三者と考えればよいのではないか。システム的にも、持っていた ID をアクセスコントロールで管理しなければならない。臨時職員の方が雇用期間中に正しくやっているかについては別の対策であるが、辞められた後の場合はこのような措置が必要である」という旨の発言があった。堀部委員長から「バックアップの件も含め、本件についても検討いただきたい」という旨の発言があった。

事務局から資料 1 論点（4）その他の事項について説明があった。

手塚委員から「個人情報の適正な取扱いと、プライバシー保護という観点から、例示されているプライバシーリスクが全て大事だということのはわかるが、どのような考え方で記載すればよいか」という旨の質問があり、内閣官房から「基本的には、行為規制・事前規制であり、法規制から漏れているものを洗い出すのは難しいものがある一方、現在の法規制で足りないものも積極的にやっていくという趣旨でやっているため、これが法規制で、あれはプライバシー保護という分け方は困難。また、法規制で求められているレベルが例えば 70 点として、より良い保護評価を目指すのはいいことだと思われるので、全体的なゴールがプライバシー保護であり、最低限の法規制は絶対にやらなければならないものである。これを踏まえて、プライバシー保護のため何が求められるかを考えて質問項目案を作成している」という発言があった。

手塚委員から「重大事故といった場合、数の影響であり、そのバランスを考えていくべきではないか」と発言があり、阿部委員から「数が多いということは、システムの問題にもなるので、最初の段階では数の大きさ、量的な大きさではないか」という発言があった。堀部委員長から「プライバシーは人によってとらえ方が違うもので難しい。情報公開法の時も議論があった」との発言があった。

手塚委員から「暗号化データであっても、漏えいした場合は特定個人情報なのか」との質問があり、堀部委員長から「暗号化したものは識別性がな

いため外すべきだという議論もあるが、暗号化してしまえば個人情報ではないとすると個人情報取扱事業者は義務を負わなくともよくなる。暗号化は個人情報の定義との関係ではなく、安全管理措置の問題として議論している」という旨の発言があった。

(2) 議題2：訓令の制定について

事務局から各訓令案について説明があった。手塚委員から「具体的な採用の時期はいつからになるのか」という旨の発言があり、事務局から「早ければ年度内もあるかもしれないが、いずれにしてもホームページ等で公募の上ということになる」という旨の発言があった。原案どおり了承された。

(3) 議題3：その他について

事務局から議事運営細目について説明があった。また、第一回委員会議事概要案について説明があった。原案どおり了承され、ホームページに掲載されることとなった。

以上